

「知的財産立国宣言」以降の 知的財産制度改革の状況

—産業財産権分野を中心として—

会員 佐藤 辰彦



目次

- 第1節 はじめに
- 第2節 「知的財産立国」宣言（2002年2月）と知的財産戦略大綱（2002年7月）
- 第3節 知的財産基本法（2002年11月）と知的財産戦略本部の設置
- 第4節 知的財産推進計画2003（2003年7月）とその成果
 - 4-1 推進計画2003の成立
 - 4-2 推進計画2003の目指すもの
 - 4-3 推進計画2003の成果
- 第5節 知的財産推進計画2004（2004年5月）とその成果
- 第6節 知的財産推進計画2005（2005年5月）とその成果
- 第7節 知的財産推進計画2006（2006年6月）とその成果
- 第8節 知的財産推進計画2007（2007年5月）
- 第9節 まとめ

第1節 はじめに

本稿の目的は2002年の小泉元首相の「知的財産立国」宣言以降に行われ、現在の知的財産改革の源となった知的財産戦略大綱・知的財産基本法・知的財産推進計画を考察し、各戦略を分析し整理することにある。知的財産推進計画2003以来、今年の知的財産推進計画で2期2年目（5年目）を迎えて来年度は2期目の最後の年に当たる。これまでの日本における知的財産改革の流れとその中でなされた多くのことを概観することは、今後の改革を考える上で資すると考える。

2002年2月の小泉元首相の「知的財産立国」宣言は日本のプロパテント運動を国家的な運動として位置付け、同年7月の知的財産戦略大綱の策定、同年11月の知的財産基本法の成立、2003年3月の同法施行による知的財産戦略本部の設置（本部長・小泉元首相）に続いて、同年7月に知的財産推進計画2003が策定されて実施された。その後知的財産推進計画（以下、「推進計画」）は推進計画2004、推進計画2005と毎年

見直しが行なわれ、3年間の第1期が終了し、第2期として推進計画2006、2007がスタートした。後に考察するように、推進計画2003のスタートからほぼ3年間の第1期に、知的財産に関する制度改革・環境整備・知的財産に関する意識改革は急激に進んだといっている。現在第2期2年目の推進計画2007の実施が進められているところである。

第2節 「知的財産立国」宣言（2002年2月）と知的財産戦略大綱（2002年7月）

2002年2月4日に小泉元首相が施政方針演説で「研究活動や創造活動の成果を、知的財産として、戦略的に保護・活用し、わが国産業の国際競争力を強化することを国家の目標とする。このため、知的財産戦略会議を立ち上げ、必要な政策を強力に推進する。」との「知的財産立国宣言」⁽¹⁾を行った。

これを受けて、同年3月20日に知的財産戦略会議（座長：阿部博之東北大学総長当時）が設置された⁽²⁾。この会議で検討され、同年7月3日に、わが国の知的財産の創造のより一層の推進と、その適切な保護・活用により、わが国の経済社会の活性化を目指す具体的な改革工程を示し、「知的財産立国」実現に向けた政府の基本的な構想である「知的財産戦略大綱」⁽³⁾が取りまとめられた。

知的財産戦略会議有識者メンバー⁽⁴⁾

- 青木 初夫 藤沢薬品工業株式会社代表取締役社長
- 阿部 博之 東北大学総長
- 荒井 寿光 知的財産国家戦略フォーラム代表、日本貿易保険理事長
- 安西祐一郎 慶應義塾塾長
- 大山 永昭 東京工業大学フロンティア創造共同研究センター教授
- 桑原 洋 総合科学技術会議議員
- 小池 晃 日本弁理士会会長

富塚 勇 (社)日本レコード協会会長
中山 信弘 東京大学大学院法学研究科教授
松尾 和子 弁護士, 弁理士
御手洗富士夫 キヤノン株式会社代表取締役社長

この大綱では、2005年度を目処に政府が100以上の知的財産に関する制度改革を集中的かつ計画的に実施すること、関係省庁が協力して大綱の施策を強力に、且つ、着実に実施する機能と責任を有する「知的財産戦略本部」の設置と「知的財産基本法」の制定とが提言された。

この大綱では、「知的財産立国」とは、発明・創作を尊重するという国の方向性を明らかにし、ものづくりに加えて、技術、デザイン、ブランドや音楽・映画等のコンテンツといった価値ある「情報づくり」(無形資産)の創造を産業の基盤に据え、わが国経済社会の再活性化を図るというビジョンに裏打ちされた国家戦略である、として、「ものづくり」と「情報づくり」とを大きな柱に位置付けている。

「知的財産立国」実現のためには、スピードをもって「知的創造サイクル」を拡大する必要がある、そのために4つの戦略として「創造戦略」「保護戦略」「活用戦略」「人的基盤の充実」を上げ、その具体的行動計画を明らかにし、その行動計画の担当省庁と処理工程⁵⁾を明示した。

具体的行動計画

「知的財産の創造の推進」

- (1) 大学等における知的財産創造の推進
- (2) 企業等における知的財産創造の促進
- (3) 創造性を育む教育・研究人材の充実

「知的財産の保護の強化」

- (1) 特許審査・審判の迅速化等
- (2) 実質的な「特許裁判所」機能の創出
- (3) 損害賠償制度の強化
- (4) 模倣品・海賊版等への対策の強化
- (5) 国際的な知的財産制度の調和と協力の促進
- (6) 営業秘密の保護強化
- (7) 新分野等における知的財産の保護

「知的財産の活用の促進」

- (1) 大学等からの技術移転の促進
- (2) 企業における戦略的な知的財産の活用
- (3) 知的財産の流通の促進

「知的財産関連人材の養成と国民意識の向上」

- (1) 専門人材の養成
- (2) 国民の知的財産意識の向上

この大綱では、知的財産権の強化は弊害も伴うことがあり、独占あるいは優越的地位の濫用による競争上の弊害と、表現の自由等の基本的価値との抵触が考えられるとして、知的財産制度の整備に当たっては、これらの基本的価値に留意しつつ、バランスのとれた制度を目指さなければならないことを指摘した⁶⁾。

第3節 知的財産基本法(2002年11月)と知的財産戦略本部の設置

この政府の動きに対して、2002年5月に自民党知的財産関係合同会議(政務調査会経済産業部会知的財産小委員会《小委員長甘利明議員》・司法制度調査会知的財産権の法的保護・特許裁判のあり方に関する小委員会《逢沢一郎議員》・知的財産制度に関する議員連盟合同会議《会長甘利明議員》)が「知的財産立国宣言」の提言をまとめ、知的財産基本法の制定を促していた。また、経団連は2002年6月に「知的財産戦略の考え方」を提言し、「知的財産の創造の推進」「知的財産の保護強化」「知的財産の活用の促進」「知的財産関連人材の養成」について具体的な施策を提案した⁷⁾。

2002年11月に、「新たな知的財産の創造及びその効果的な活用による付加価値の創出を基軸とする活力ある経済社会を実現するため、知的財産の創造、保護及び活用に関し、基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定め、国、地方公共団体、大学等及び事業者の責務を明らかにし、知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画の作成について定め知的財産戦略本部を設置することにより、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進する。」(第1条)ことを目的とした知的財産基本法⁸⁾が成立した。

この基本法では、その理念として、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策の推進は、「創造力の豊かな人材が育成され、知的財産の国内及び国外における迅速かつ適正な保護が図られ、経済社会において知的財産が積極的に活用され、その価値が最大限に発揮されるように必要な環境の整備を行うことにより、広く国民が知的財産の恵沢を享受できる社会の実現と将来にわたり新たな知的財産の創造がなされる基盤とを確

立し、国民経済の健全な発展及び豊かな文化の創造に寄与するものとなるように行われなければならない。], 「創造性のある研究及び開発の成果の円滑な企業化を図り、知的財産を基軸とする新たな事業分野の開拓並びに経営の革新及び創業を促進することにより、我が国産業の技術力の強化及び活力の再生、地域における経済の活性化、並びに就業機会の増大をもたらし、我が国産業の持続的な発展に寄与するものとなるように行われなければならない。」ことを（第3条・第4条一部抜粋）を掲げた。

また、これにより、「政府は、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。」とされ、推進計画の実行のために法改正並びにその財政措置が担保された。（第11条）

基本的施策として次の施策・措置を取ることを国に義務づけている。（第12条－第22条）

（研究開発の推進等）

1. 創造力の豊かな研究者の確保及び養成、研究施設等の整備並びに研究開発に係る資金の効果的な使用その他研究開発の推進

（研究成果の移転の促進等）

2. 大学等において当該研究成果の適切な管理及び事業への円滑な移転が行われるよう、大学等における知的財産に関する専門的知識を有する人材を活用した体制の整備、知的財産権に係る設定の登録その他の手続の改善、市場等に関する調査研究及び情報提供

（権利の付与の迅速化等）

3. 発明、植物の新品種、意匠、商標その他の国の登録により権利が発生する知的財産について、所要の手続の迅速かつ的確な実施を可能とする審査体制の整備

（訴訟手続の充実及び迅速化等）

4. 知的財産の訴訟手続の一層の充実及び迅速化、裁判所の専門的な処理体制の整備並びに裁判外における紛争処理制度の拡充

（権利侵害への措置等）

5. 国内市場における知的財産権の侵害及び知的財産権を侵害する物品の輸入について、知的財産権を侵害する事犯の取締り、権利を侵害する物品の没収その他必要な措置
6. 本邦の法令に基づいて設立された法人その他の団体又は日本の国籍を有する者の有する知的財産が外国において適正に保護されない場合には、知的財産に関する条約に

定める権利の的確な行使その他必要な措置

（国際的な制度の構築等）

7. 各国政府と共同して国際的に整合のとれた知的財産に係る制度の構築に努めるとともに、知的財産の保護に関する制度の整備が十分に行われていない国又は地域において、本邦法人等が迅速かつ確実に知的財産権の取得又は行使をすることができる環境が整備されるよう必要な施策

（新分野における知的財産の保護等）

8. 生命科学その他技術革新の進展が著しい分野における研究開発の有用な成果を、適正に保護すべき権利の範囲に関する検討の結果を踏まえつつ、法制上の措置その他必要な措置

9. インターネットの普及その他社会経済情勢の変化に伴う知的財産の利用方法の多様化に的確に対応した知的財産権の適正な保護が図られるよう、権利の内容の見直し、事業者の技術的保護手段の開発及び利用に対する支援その他必要な施策

（事業者が知的財産を有効かつ適正に活用することができる環境の整備等）

10. 知的財産の適正な評価方法の確立、事業者に参加となるべき経営上の指針の策定その他事業者が知的財産を有効かつ適正に活用することができる環境の整備に必要な施策（この施策を講ずるに当たっては、個人による創業及び事業意欲のある中小企業者による新事業の開拓に対する特別の配慮がなされなければならない。）

（情報の提供）

11. 知的財産に関する内外の動向の調査及び分析を行い、必要な統計その他の資料の作成を行うとともに、知的財産に関するデータベースの整備を図り、事業者、大学等その他の関係者に、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に情報を提供できるようにするために必要な施策

（教育の振興等）

12. 知的財産に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた知的財産に関する知識の普及のために必要な施策

（人材の確保等）

13. 大学等及び事業者と緊密な連携協力を図りながら、知的財産に関する専門的知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策

この法律が2003年3月に施行されたことにより、知的財産の創造・保護・活用に関する施策を集中的に

かつ計画的に推進するため、「知的財産戦略本部」が設置された。これは内閣総理大臣を本部長とし、官房長官、科学技術担当大臣、経済産業大臣、文部科学大臣を副本部長とし、本部員はその他のすべての国務大臣と知的財産政策の民間有識者（10名）から構成された。

民間有識者本部員

- 阿部 博之 総合科学技術会議議員
- 安西祐一郎 慶応義塾塾長
- 角川 歴彦 株式会社角川ホールディングス代表取締役社長兼 CEO
- 川合 真紀 理化学研究所主任研究員
- 久保利英明 弁護士・日比谷パーク法律事務所代表
- 下坂スミ子 弁理士・下坂・松田国際特許事務所所長
- 中山 信弘 東京大学法学部教授
- 野間口 有 三菱電機株式会社代表取締役社長
- 御手洗富士夫 キヤノン株式会社代表取締役社長
- 森下 竜一 アンジェスエムジー株式会社取締役・大阪大学大学院医学系研究科教授

第4節 知的財産推進計画2003（2003年7月）とその成果

4-1 推進計画2003の成立

2003年7月に知的財産戦略大綱をさらに発展させ270項目の施策を網羅した「知的財産推進計画」（推進計画2003）が決定された。この決定の過程で、同年6月に自民党知的財産関係合同会議が『「知的財産推進計画」の策定に向けた提言』を出し、これらも「知的財産推進計画」に取り込まれた⁹⁾。この提言で指摘された『知的財産戦略のうち、特に重要なものについては、知的財産戦略本部の下に「専門調査会」を設置し、そこで集中的に調査審議を行い、速やかに所要の結論を得るべき』、との点を受けて、2003年7月に「権利保護基盤の強化に関する専門調査会」（模倣品・海賊版対策、知的財産の専門人材育成、知的財産権利化促進、司法制度等、知的財産の権利保護基盤の強化（エンフォースメント）に係る課題に関する調査・検討）、「コンテンツ専門調査会」（コンテンツビジネス振興に係る課題に関する調査・検討）、「医療関連行為の特許保護の在り方に関する専門調査会」（医療関連行為の特許保護の在り方に関する調査・検討）を設置した。また、これに先立って同年6月に「知的

創造サイクル専門調査会」（知的創造サイクルの戦略的な展開に係る課題に関する調査・検討）が設置された。知的財産戦略本部には事務局をおき、初代事務局長として荒井寿光氏が就任し局員は各省庁や民間企業・関係諸団体からのメンバーで構成された。

権利保護基盤の強化に関する専門調査会

- 阿部 博之 総合科学技術会議議員、知的財産戦略本部員
- 伊藤 眞 東京大学法学部教授
- 久保利英明 弁護士（日比谷パーク法律事務所代表）、知的財産戦略本部員
- 下坂スミ子 弁理士（下坂・松田国際特許事務所所長）、知的財産戦略本部員
- 高林 龍 早稲田大学法学部教授
- 竹田 稔 弁護士・弁理士（竹田稔法律事務所）
- 中川 丈久 神戸大学法学部教授
- 野間口 有 三菱電機株式会社執行役社長、知的財産戦略本部員
- 山田眞次郎 株式会社インクス代表取締役
- 吉野 浩行 本田技研工業株式会社取締役相談役

医療関連行為の特許保護の在り方に関する専門調査会

- 秋元 浩 武田薬品工業株式会社常務取締役
- 井村 裕夫 科学技術振興機構顧問
- 上田 実 名古屋大学大学院医学系研究科教授
- 片山 英二 弁護士・弁理士（阿部・井窪・片山法律事務所）
- 北村惣一郎 国立循環器病センター総長
- 見城 美枝子 青森大学社会学部教授・エッセイスト
- 田村 善之 北海道大学大学院法学研究科教授
- 野中 博 日本医師会常任理事
- 平田 正 協和発酵工業株式会社社長
- 広井 良典 千葉大学法経学部教授
- 森下 竜一 アンジェスエムジー株式会社取締役、大阪大学大学院医学系研究科寄附講座教授

コンテンツ専門調査会

- 阿久澤宏一郎（財）伝統的工芸品産業振興協会専務理事
- 阿久津 聡 一橋大学大学院国際企業戦略研究科助教授
- 麻生 渡 福岡県知事
- 荒川 亨 (株)ACCESS代表取締役社長
- 牛尾 治朗 ウシオ電機(株)会長
- 太田 伸之 (株)イッセイ ミヤケ代表取締役社長
- 岡村 正 (株)東芝取締役会長

小川 善美 (株)インデックス代表取締役社長
 角川 歴彦 (株)角川グループホールディングス代表取締役
 会長兼 CEO / 知的財産戦略本部員
 金丸 恭文 フューチャーアーキテクト(株)代表取締役会長
 久保 雅一 (株)小学館キャラクター事業センターセンター
 長
 久保利英明 日比谷パーク法律事務所代表 / 大宮法科大学院
 大学教授 / 知的財産戦略本部員
 熊谷 美恵 (株)セガ AM 研究開発本部第三 AM 研究開発
 部部長
 小山 裕久 日本料理店「青柳」主人 / 学校法人平成調理師
 専門学校校長
 國領 二郎 慶應義塾大学総合政策学部教授
 里中満智子 漫画家
 重延 浩 (株)テレビマンユニオン代表取締役会長・CEO
 辻 芳樹 学校法人辻料理学館理事長・辻調理師専門学校
 校長
 土肥 一史 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
 浜野 保樹 東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
 原 由美子 ファッションディレクター
 原田 豊彦 日本放送協会理事
 村上 光一 (社)日本民間放送連盟副会長 (知的所有権対策
 委員会委員長) / (株)フジテレビジョン代表取
 締役社長
 平澤 創 (株)フェイス代表取締役社長
 三國 清三 オテル・ドゥ・ミクニ オーナーシェフ
 皆川 明 ミナペルホネン デザイナー
 山田 俊男 全国農業協同組合中央会専務理事
 依田 巽 (株)ギャガ・コミュニケーションズ代表取締役
 会長
 知的創造サイクル専門調査会
 阿部 博之 総合科学技術会議議員, 知的財産戦略本部員
 板井 昭子 株式会社医薬分子設計研究所代表取締役社長
 加藤郁之進 タカラバイオ株式会社代表取締役社長
 久保利英明 弁護士 (日比谷パーク法律事務所代表), 知的
 財産戦略本部員
 下坂スミ子 弁理士 (下坂・松田国際特許事務所所長), 知
 的財産戦略本部員
 妹尾堅一郎 東京大学先端科学技術研究センター特任教授
 田中 信義 キヤノン株式会社専務取締役
 中山 信弘 東京大学大学院法学政治学研究科教授, 知的財
 産戦略本部員

八田 達夫 国際基督教大学教養学部国際関係学科教授
 前田 裕子 東京医科歯科大学知的財産本部技術移転センタ
 ー特任助教授
 吉野 浩行 本田技研工業株式会社取締役相談役

この推進計画で、「知的財産立国」とは、「一部の知的財産に関係する人々の営みによってのみ実現されるものではなく、知的財産によって得られる果実を万人が享受し、そしてその恩恵に啓発されて、万人による知的財産の創造活動が始まる流れの中で実現されるものである」として、わが国のすべてのものの参加を求めている。そして推進計画の方向性として「従来の特例を作らない、知的財産に関する特例を作る」「国際競争力のある、世界に通用する制度を作る」「時機を逸することなく、迅速に改革を行う」(3つの視点)を打ち出した。

《3つの視点》

(1)「従来の特例を作らない、知的財産に関する特例を作る」

我が国産業の国際競争力を強化し、活力ある経済社会を実現できるよう、知的財産制度の国際調和を推進するとともに、それと方向性を一にしつつ国富の増大に資する制度であれば、従来の既成概念にとらわれることなく、大胆かつ柔軟にそうした仕組みを構築すべきである。

(2)「国際競争力のある、世界に通用する制度を作る」

知的財産戦略を企業経営の中核に位置付ける会社が多くなる中、事業者にとって魅力ある知的財産制度を構築した国は、そこに世界各国の企業が集まり、様々な事業活動が活発となって、結果として国が発展することになる。既に世界各国において、知的財産制度の競争は激化しつつあり、我が国においても、それに遅れることなく世界に通用する魅力ある制度を構築すべきである。

(3)「時機を逸することなく、迅速に改革を行う」

現在の世界は、「ドッグ・イヤー」と言われるほど大変なスピードで変化し続けており、その中で淘汰されないためには、時機を逸することなくその変化に適合できるように、企業もさることながら、国の制度も変化し続けなければならない。

政府の担当省庁が縦割りであり、そのために生じる摩擦・停滞などを考慮して推進計画には「実施体制」の項を設け、戦略本部が関係省庁の調整をすることと

した。

(実施体制)

- ・推進計画に盛り込まれた施策の実施は、担当府省が責任を持って取り組むことにする。
- ・担当府省が複数に及ぶ場合には、互いに緊密な連携を確保する。
- ・推進計画における具体的施策ごとに担当府省が付されている。
- ・戦略本部は、施策の取り組みが遅れている場合などには、その実施を促すものとする。
- ・担当府省が複数に及ぶ場合などで、施策の実施が遅れている場合には、戦略本部が総合調整を行うこととする。
- ・推進計画における具体的施策の担当府省として戦略本部はすべての施策の実施に関与する。
- ・重要性の高い政策課題については、戦略本部に専門調査会を設置する。
- ・戦略本部は、広く一般からの意見を不断に求めるとともに、地方における取り組みを活性化させると同時に忌憚のない意見を聴取するため、本年秋以降、全国各地において、知的財産に関するミニ・タウンミーティングを開催することとする。

推進計画の日程は

- ・2003年度中に取り組むべき施策を着実に実施する。
- ・2004年に開かれる通常国会に、できる限り多くの知的財産関連法案を提出することとする。
- ・2003年度末を目途に推進計画の進捗状況をフォローアップし、その結果とともに知的財産を取り巻く環境の変化も踏まえつつ、必要な施策の追加・拡充を図る。

とした。

「知的財産立国」実現に当たって、中小企業・ベンチャー企業への支援・地域の振興・行政・司法のサービス向上・競争政策の重要性と表現の自由などの重視に配慮すべきことを指摘した。

4-2 推進計画 2003 の目指すもの

推進計画 2003 では知的創造サイクルに対応した「創造」「保護」「活用」分野における計画に加えて、重点分野として「コンテンツビジネス」「人材の育成」の計画を打ち出した。

これらの計画の中で特に重点的項目として、医療関

連行為の特許保護（「医療関連行為の特許保護の在り方に関する専門調査会」）、知的財産高等裁判所の創設、特許審査迅速化法の制定（「司法制度改革推進本部知的財産検討会」「権利保護基盤の強化に関する専門調査会」）が取り上げられ、専門調査会で集中的に検討がなされた。又、同時期に職務発明制度の見直し⁽¹⁰⁾については産業構造審議会知的財産政策部会特許小委員会で、信託業法の改正については金融審議会分科会で検討され法案がまとめられた。特許の保護分野ではこれまでプロパテント政策により種々の特許法改正が行われてきたが、さらに権利保護の実現として司法制度改革審議会で行なわれていた司法改革の流れの中で権利行使が迅速かつ適切に行なわれるよう裁判制度・訴訟手続等の改革を目差した。

(知的財産の創造分野)

推進計画 2003 では、知的財産の創造分野の中核は大学・研究機関であると位置付けられ、民間企業における知的財産の創出活動の活性化を促す一方、これらの研究開発活動を活性化するための環境整備の施策とその成果の保護・支援の施策、および、その成果が民間に円滑に移転されて活用される環境を整備する施策が重点的に取り上げられた。これらは1998年の大学等技術移転促進法（TLO法）の成立以来の改革をさらに発展させようとするものである。

これは民間企業が国際競争力の激化に伴って自らの研究開発のみでは対応することが難しくなってきたこと、中長期的な研究開発が必要とされる基本的な発明の創出に民間企業が多くを資源を割くことが困難であること、等を踏まえて国家予算で研究開発を行っている大学等の成果を民間に移転し活用するモデルを志向している。さらに、地域に分散する大学等は地域の研究開発センターとしての役割を明確にし、その研究開発の成果を地域の産業に移転してその活用により地域の産業の振興に寄与するモデルを志向している⁽¹¹⁾。

主な取り組みは「研究人材の充実」「研究開発評価にライセンス実績等の知的財産の活用を考慮」「知的財産の大学等における機関一元管理の原則の推進」「産学連携のルール明確化」「大学等における知的財産に関する費用の充実」「大学知的財産本部およびTLOの整備」「大学発ベンチャーの促進」「円滑な研究活動と知的財産の保護の両立」「研究者の待遇の改善」が挙げられた。

(知的財産の保護分野)

知的財産の保護分野では、2002年当時まで進められてきた知的財産保護の制度改革や環境整備では未だ不十分であるとして「知的財産の保護強化」「模倣品・海賊版対策」の2つを柱とした。

「知的財産の保護強化」は、わが国の知的財産改革を進めるために、知的財産に関する権利が早く・広く・強く保護されることが必要であり、このための制度改正や環境整備が不可欠であり、緊急の課題として取り組むこととしたものと言える。ここでは国内の知的財産保護の制度改革・環境整備と共に国際的な枠組みでの知的財産保護の環境整備が取り上げられた。「模倣品・海賊版対策」は、中国をはじめとする多くの国で日本製品の模倣品・海賊版が製造されて流通して日本企業に大きな損害を与えており、民間の自助努力では解決が困難であることに鑑み、日本国政府として民間と連携して取り組む施策を取り上げた。これはこれまでも多くの施策を行ってきたが所轄省庁の役割を明確にしかつ連携の緊密化を図り、これにより民間の活動を支援するようにした。

主な保護分野の取り組みとして、「特許審査の迅速化」(特許審査迅速化法案の制定・先行技術調査機関の育成と活用・出願・審査請求構造改革の推進)、「出願人のニーズに応じた特許審査の推進」(ニーズに応じた審査時期の担保・先端技術分野・国際出願に重点を置いた審査体制の強化)、「知的財産の保護制度の強化」(医療関連行為の特許の保護のあり方の検討・実用新案制度の見直し・損害賠償制度の強化)、「紛争処理機能の強化」(知的財産高裁の創設・知的財産訴訟における専門的知見の充実・証拠収集手続の拡充・特許権侵害をめぐる紛争の合理的解決・裁判外紛争処理の充実)、「国際的な知的財産の保護と協力の推進」(世界特許システム構築に向けての取り組みの強化)、「模倣品・海賊版対策」(外国市場対策の強化・水際取締りの強化・官民体制の強化)が挙げられた。

(知的財産の活用分野)

活用分野では知的財産の戦略的活用を支援するとして、模倣品対策の関連として営業秘密・技術流出防止、知的財産活用の情報開示、知的財産の管理・流動化の促進・国際標準活動の支援、知的財産活用の環境整備、中小企業・ベンチャーの特許制度活用の支援が取り上げられた。

知的財産の活用分野はその主体はあくまでも民間であり、政府としては民間の知的財産の活用を促進するための制度改革・環境整備並びに民間が知的財産を活用するためのツールの開発が中心となっている。特に、多くの施策が提起されている中で国際標準の問題は民間の活動を政府が支援することで日本企業の国際競争力を高めることを目指した⁽¹²⁾。

(人材育成と国民意識の向上)

「知的財産立国」を実現するために知的財産の創造・保護・活用を推進して成果を残すことができるか、は「人」次第であるとして、不足する知的財産に関係する人材育成と知的財産に対する国民の意識の改革を推進計画の1つの柱とした。

主な取り組みとしては「弁護士・弁理士の大幅増員と資質の向上を図る」「知的財産教育・研究・研修の推進」「国民の意識の向上」が挙げられている。

(推進計画 2003 の目指すもの)

このような推進計画 2003 をみると、

第1に、知的財産基本法により知的財産戦略本部を頂点として官民一体となって知的財産戦略大綱でまとめられた戦略を推進するためのシステムを作り、そのシステムを通じて縦割り行政を統括しながら施策を実行するようにした。このため、重要課題については所轄官庁ごとでの政策検討を避け、知的財産戦略本部に設けた専門調査会に産学の有識者を結集し、早期に政策立案ができるようにした。

第2に、知的財産戦略大綱でまとめられた戦略を、これまでに官民で議論されてきた項目と共に整理し、官民の取り組むべき課題を明示した。

第3に、知的創造サイクルの拡大のため「創造分野」「保護分野」「活用分野」「人材育成」の4分野での取り組むべき課題を明示して、期限管理を通じてその施策の実現を担保するようにした。

第4に、基本的な戦略として、知的財産の創出源として大学等の研究機関の役割を重視し、大学等の研究機関における知的財産の創造活動を活性化する施策を重点的に行い、その成果を民間に移転することで民間の知的財産の創造を支援する構造を目指した。

第5に、知的財産の創造促進のためには知的財産の保護分野の充実が先決事項であるとして、推進計画 2003 の「保護分野」の施策は他の分野よりも緊急の

課題として多くの施策が決定され早期実現を目指した。

第6に、この推進計画2003では「国際標準」「模倣品・海賊版対策」「人材育成」などの施策は未だ課題の抽出の段階であり、その後の推進計画で具体化されてゆく。

専門調査会で議論され出された報告書

【権利保護基盤の強化に関する専門調査会】

2003年12月11日「知的財産高等裁判所の創設について」
「特許審査を迅速化するための総合施策について」

【権利保護基盤の強化に関する専門調査会】

2004年5月13日「模倣品・海賊版対策の強化について」

【コンテンツ専門調査会】

2004年4月9日「コンテンツビジネスの振興のあり方について」

4-3 推進計画2003の成果

推進計画2003の実施（2003年7月から2004年5月）の結果、次のような成果が得られた⁽¹³⁾。この中でも知的財産高等裁判所の創設は、産業界からの独立した知的財産高等裁判所の創設に対する強い要望⁽¹⁴⁾に対して司法界からの強い反対があり難航したが、「知的財産立国」を内外に象徴するものとして東京高等裁判所の特別の支部として設けることで実現することとなった⁽¹⁵⁾。同時に知的財産関連訴訟の処理機能を強化するため、司法制度改革審議会で検討されてきた「裁判所法等の一部を改正する法律案」がまとめられ、調査官制度の見直し、特許侵害訴訟での無効の抗弁など知的財産権訴訟の迅速処理に向かった改革が進められた。一方、職務発明に関する訴訟が多発し産業界から早急にこの問題解決が求められ、職務発明の規定の改正がまとまった⁽¹⁶⁾。地域には知的財産推進計画に呼応する形で県単位での地域知的財産戦略が検討されるようになり、地域への広がりが始まった。

推進計画2003の実施による成果（産業財産権関連抜粋）

2003年8月、「大学知的財産管理・技術移転協議会」の発足。
2004年2月、職務発明についての特許法第35条の改正案を国会に提出（2005年4月施行）。

2004年2月、従来技術調査を行う調査機関の公益法人要件撤廃、実用新案制度の見直し等の特許法案を国会に提出（2004年6月成立）。

2004年3月、知的財産高等裁判所を創設するため、「知的財産高等裁判所設置法案」が国会に提出（2005年4月発足）。

2004年3月、知的財産関連訴訟の処理機能を強化するため、「裁判所法等の一部を改正する法律案」が国会に提出。

- ・知的財産事件における裁判所調査官の権限を拡大・明確化。
- ・知的財産の侵害訴訟の審理における営業秘密の保護強化及び侵害行為の立証の容易化。
- ・特許権等の侵害に係る訴訟と特許等の無効審判の関係の整理。

2004年2月、輸入者情報等を権利者に通知する制度の導入を盛り込んだ「関税定率法等の一部を改正する法律案」が国会に提出（同年3月に成立し、4月に施行）。

2004年3月、知的財産権を含めた財産権一般を受託可能財産とすること、グループ企業内での信託業や承認TLOによる信託業を原則自由とすること等を内容とする「信託業法案」が国会に提出。

2004年2月、第三者対抗要件を備えている知的財産ライセンス契約について、破産法59条（管財人の解除権行使）の適用除外とする「破産法」が2004年5月に成立。

2004年3月、知的財産を含む無体財産権の使用料について源泉地国免税を含む日米租税条約の国会批准・発効（2004年7月から源泉徴収される租税について適用開始）。

2004年1月、企業の知的財産への取り組みが投資家等によって適切に評価されるよう、企業による自主的な知的財産の情報開示のための「知的財産情報開示指針」を策定。

知的財産戦略本部の設置後、各地の地方自治体において、地域版知的財産戦略の策定等の取り組みが実施された。

- 「島根県知的財産活用戦略」（2003年3月）
- 「福岡県農作物知的財産戦略」（2003年3月）
- 「中小企業の知的財産活用のための東京戦略」（2003年8月）
- 「大阪府知的財産戦略指針」（2004年2月）
- 「あいち知的財産創造プラン」（2004年3月）
- 「大阪市知的財産活用推進計画」（2004年4月）
- 「北海道知的財産戦略推進方策（仮称）」（2003年度に策定開始（策定中））

第5節 知的財産推進計画2004（2004年5月）とその成果

推進計画2003の実施状況を踏まえて翌2004年5月に推進計画2004が策定された。

推進計画2004では推進計画2003の見直しを行い、推進計画2003を拡充し、推進計画2003では十分に検

討されていなかった模倣品・海賊版対策・国際標準・中小企業・ベンチャー企業の支援策の具体的施策が追加された。

創造分野では国立大学法人によるライセンス対価としての株式取得を認めることが取り上げられた。

保護分野では出願審査の迅速化促進のため先行技術調査の環境整備、地域ブランドの保護制度の創設、営業秘密保護強化と技術流出防止、情報開示制度における営業秘密の保護の確保等が取り上げられ、知的財産の国際的な保護強化のために自由貿易協定（FTA）／経済連携協定（EPA）等を活用することが取り上げられた。

模倣品・海賊版対策の強化のための方策としては、輸入者に関係なく同一製品の輸入を差し止める処置、裁判外紛争処理（ADR）機関の活用、模倣品・海賊版の税関での取締りの強化、マーク切除による脱法行為の取締りの強化、部分品・部品取外しによる脱法行為に対する取締りの強化、形態模倣品の取締りの強化が取り上げられた。

活用分野では企業の戦略的経営を促進する観点から知的資産重視の経営戦略を推進することをあげ、知的財産信託の活用の促進、倒産・譲渡時における知的財産権のライセンスの保護など、そのための環境整備を行うこととした。

国際標準活動を強化する観点から技術標準に関連する知的財産権の取り扱いルールを整備、技術標準の策定・普及を妨げる必須特許の権利行使に対する対処方法の検討、パテントプールに関する環境の整備等を取り上げた。

中小企業・ベンチャー支援として、知的財産の権利取得・海外展開・戦略策定・研究開発や事業化等の支援、知的財産に関する情報の活用の促進、知的財産に関する教育や研修の充実、知的財産を活用した地域の振興、地方公共団体の知的財産に関する自主的な施策策定の奨励、地域における産学官の連携体制の強化等を取り上げた。

推進計画 2004 の段階では推進計画 2003 の実現途上にあり推進計画 2003 の拡充にとどまり、模倣品・海賊版対策の施策の具体化は見られるものの、国際標準・中小企業・ベンチャー企業の支援策については推進計画 2005、2006 で深化する。

専門調査会で議論され出された報告書

【医療関連行為の特許保護の在り方に関する専門調査会】

2004 年 11 月 22 日「医療関連行為の特許保護の在り方について」

2004 年 12 月 16 日「模倣品・海賊版対策加速化パッケージ」

【コンテンツ専門調査会日本ブランド・ワーキンググループ】

2005 年 2 月 25 日「日本ブランド戦略の推進」

【権利保護基盤の強化に関する専門調査会】

2005 年 4 月 25 日「中小・ベンチャー企業の知的財産戦略の推進方策」

この推進計画 2004 の実施（2004 年 5 月から 2005 年 5 月）で次の成果が得られた。その中でも知的財産戦略大綱で取上げられた「再生医療、遺伝子治療関連技術の特許法における取り扱い」については、専門調査会でも議論され、どこまで医療関連行為の特許の保護対象とするかについて多くの議論を呼び、医療関連行為一般について特許対象とすることについては合意を得られず限定的に審査基準を見直すことにとどまった⁽¹⁷⁾。一方で模倣品・海賊版対策はわが国の企業の被害が大きく緊急を要するため推進計画 2005 を待たずに政府が取ることができる施策の推進のため「模倣品・海賊版対策加速化パッケージ」を決定した。また、日本ブランド戦略として地域ブランドの保護育成が取上げられそのために商標法改正が行なわれた。

推進計画 2004 の成果（産業財産権関連抜粋）⁽¹⁸⁾

2005 年 3 月、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」が改正され、競争的資金の間接費を特許関連経費に充当できることが明確化。

2004 年 4 月「大学等における営業秘密管理指針作成のためのガイドライン」が取りまとめられた。

2005 年 4 月知的財産高等裁判所が発足した。

2004 年 6 月「特許審査迅速化法」の成立により、従来技術調査機関についての公益法人要件の撤廃、特定の従来技術調査機関の調査報告を提示して審査請求を行った場合の審査請求料の軽減制度の導入、実用新案登録の存続期間の延長等が図られた。

2005 年 4 月に「裁判所法等の一部を改正する法律」が施行され、知的財産関連訴訟の紛争処理機能を強化。

- ・知的財産事件の審理において、裁判所調査官が当事者に釈明や証人等に対する発問を行い、裁判官に対して意見を述べるなどの権限を有することを明確化。

- ・特許権等の侵害訴訟において、営業秘密の使用及び開示を

制限する秘密保持命令（違反は刑事罰の対象）、営業秘密が問題となる訴訟における当事者尋問等の公開停止の要件及び手続を規定。

- ・特許権等の侵害訴訟において、特許等が無効審判により無効とされるべきものと認められる場合には、特許権等の権利行使を制限。

2005年4月、「産業上利用することができる発明」及び「医薬発明」に関して、特許・実用新案審査基準を改訂。

- ・医療機器の作動方法は特許の対象
- ・医薬の製造・販売のために医薬の新しい効能・効果を発現させる方法については、物の特許による保護の拡大

2005年4月に「特許審査迅速化法」が施行され、実用新案の保護期間が10年となり、実用新案登録に基づく特許出願が可能。

2005年6月、地域ブランド（地域名と商品名からなる商標）を保護するための「商標法改正」が成立。

2005年2月、営業秘密の保護を国外まで拡張する「不正競争防止法改正案」を国会に提出。

2005年3月、育成者権の効力を登録品種の収穫物から生産される加工品へ拡大、育成者権の存続期間の延長を内容とする「種苗法案」を国会に提出。

2003年4月に、関税定率法の改正により、

- ・特許権、実用新案権及び意匠権を侵害する物品が輸入差止申立制度の対象、特許庁への意見照会制度が導入、育成者権を侵害する物品を輸入禁制品に追加
- ・認定手続の開始時に、権利者、輸入者の相手方の名称等を通知するとともに、輸出者の名称等及び税関に提出された書類等から判明する範囲内で生産者の名称等を権利者に通知する制度が導入

2005年4月に、認定手続において、一定の要件の下、権利者からの申請により税関が当該物品の見本（サンプル）を権利者に提供し、検査させることができる制度を導入。

2006年3月に、不正競争防止法で輸入が規制されている周知表示の混同を惹起する製品、著名表示を冒用する製品、形態模倣品を輸入禁制品に追加、経済産業省への意見照会制度の導入。

2005年2月、著名表示の冒用行為及び商品形態模倣行為に対して刑事罰を導入する「不正競争防止法改正案」が国会に提出。

2004年12月に新信託業法の施行。

2005年4月、中小企業の有する知的財産の適切な保護に必要な施策を総合的に推進するよう努める旨の規定を盛り込んだ「中小企業経営革新支援法改正」が施行。

2004年4月に、特許料・審査請求料の減免対象「資力に乏しい法人」の要件のうち「設立5年以内」を「設立10年以内」に緩和、別の減免の種類である「研究開発型中小企業」の対象に、中小創造法認定事業、SBIR補助金等交付事業又は経営革新支援法の承認計画に関する研究開発事業に関連した出願を行う中小企業を追加。

2005年3月時点では、14都道府県（北海道、秋田県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、福井県、愛知県、大阪府、島根県、福岡県及び長崎県）が既に知的財産戦略を策定したほか、13県（千葉県、神奈川県、新潟県、石川県、長野県、三重県、滋賀県、奈良県、和歌山県、鳥取県、佐賀県、大分県、宮崎県）が知的財産戦略を策定中又は策定予定。

2004年8月、知的財産法を2006年に開始される新司法試験の選択科目の一つとすることについて司法試験委員会が答申。

2005年4月に、知的財産専門職大学院を、東京理科大学大学院、大阪工業大学大学院が開設。

2004年3月に、民間検定として知的財産検定が開始。

第6節 知的財産推進計画2005（2005年5月）とその成果

推進計画2004の実施状況を踏まえて2005年5月に推進計画2005が策定された。推進計画2005は推進計画2003からの3年間の第1期における仕上げの計画として、推進計画2004を拡充し、推進計画2004で取り上げた中小企業・ベンチャー企業の支援策と地域振興策について具体的施策が追加された。また推進計画2005の知的財産人材育成の内容をさらに検討し2006年1月に「知的財産人材育成総合戦略」⁽¹⁹⁾がまとめられた。

創造分野ではこれまで大学等の研究機関における知的財産の創造促進に向けた施策が中心とされていたが、推進計画2005で企業側の知的財産の創造促進について事業戦略・開発戦略・知的財産戦略の三位一体の経営戦略による創造活動の推進、企業による産学官連携活動の促進、技術戦略マップを活用した戦略的研究開発の推進を取り上げた。

保護分野では世界特許システムの構築に向けた取り組みを強化するために、日米欧三極特許庁間で特許の相互承認の実現、日米欧三極特許庁における出願明細書の記載様式の統一、アジア地域の国際的な審査協力の推進を取り上げた。また、模倣品・海賊版対策とし

では、模倣品・海賊版拡散防止条約を提唱し実現を目指すこととした⁽²⁰⁾。

活用分野では、特に、知的財産を活用した地域振興を目指して、地方公共団体の知的財産に関する戦略策定の奨励、地域の中小企業の知的財産戦略を支援する体制の整備、公共調達において知的財産の有効活用などを取り上げた。

この推進計画 2005 の策定を受けて 2005 年 7 月に経団連は「知的財産権の行動指針」⁽²¹⁾ を発表し「産業界は、国際競争力の強化の観点から、経営戦略の一環として、知的財産権の創造、適正な保護、積極的な活用への取り組みをさらに充実していくとともに、知的財産権を尊重する文化を、国際的調和をも目指しながら、より深く浸透させていく」として、知的財産権を尊重、発明創出への環境を整備、技術の意図せざる流出・流入の防止、企業価値の最大化、公正かつ自由な競争の促進を掲げた。

専門調査会で議論され出された報告書

【知的創造サイクル専門調査会】

2006 年 1 月 30 日「知的財産人材総合戦略」

【コンテンツ専門調査会】

2006 年 2 月 20 日「デジタルコンテンツの振興戦略」

この推進計画 2005（2005 年 5 月から 2006 年 5 月）の実施で次の成果が得られた⁽²²⁾。その中でも「知的財産人材総合戦略」がとりまとめられ、知的財産専門人材・知的財産創造・マネジメント人材・裾野人材と分類し、それぞれの質量共に拡大することを目差すこととなった。地域では商標法改正で認められるようになった「地域ブランド」の登録や地方経済産業局ごとに「地域知的財産戦略本部」を設けて、地域ごとの「地域知的財産推進戦略計画」が策定され、地域に活動が拡大した。

推進計画 2005 の成果（産業財産権関連抜粋）

2005 年 4 月に職務発明に関する特許法第 35 条が改正され施行。

2004 年 9 月には、使用者等と従業者等が対価を取り決める手続事例集が作成・公表。

2005 年 3 月に、従来技術調査についての登録調査機関として 2 機関が新規に登録。

2005 年 7 月「スーパー産学連携本部」の設置。

2006 年 5 月『大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針』の決定。

2006 年 5 月に産業構造審議会産業技術分科会が「技術戦略マップ」の作成。

2005 年度税制改正で個人から大学等への寄付控除を増額。

2005 年 12 月「特許出願審査迅速化・効率化推進本部」を設置し 2006 年 1 月に『特許出願審査迅速化・効率化のための行動計画』決定。

2006 年 2 月農林水産省の「農林水産省知的財産戦略推進本部」（本部長：農林水産大臣）を設置。

2006 年 6 月特許権侵害罪等による刑罰の重罰化のための意匠法等の法改正が成立。

2006 年 4 月特許権等侵害物品の差し止め申立及び認定手続に有識者への意見照会制度導入。

2005 年 6 月公正取引委員会が「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」を公表。

2006 年 4 月中小企業に対する特許料と特許審査請求料の減免措置を盛り込んだ「中小企業ものづくり基盤技術の高度化に関する法律」が成立。

2005 年 7 月に日本経団連が、他社の知的財産権を尊重することをうたった「知的財産権に関する行動指針」を決定。

2005 年度から、地方経済産業局ごとに全国 9 ブロックで、地域の官民からなる「地域知的財産戦略本部」が整備され、「地域知的財産戦略推進計画」を策定。

2006 年 4 月、改正商標法が施行され、地域名と商品名からなる商標について、地域団体商標としてより早い段階で登録を受けることが可能となった。

2006 年 3 月、民間の研修機関等の代表者をメンバーとする「知的財産人材育成推進協議会」が設置された。同年 5 月には、同協議会より「知的財産人材育成に関する提言」を提言。

第 7 節 知的財産推進計画 2006（2006 年 6 月）とその成果

推進計画 2006 は 2006 年 6 月に推進計画 2003 から 2005 の第 1 期の成果を踏まえて第 2 期目の段階を目指して策定された⁽²³⁾。

第 2 期の重点事項として、以下の 7 つが決定された。

- i) 国際的な展開
- ii) 地域への展開及び中小・ベンチャー企業の支援
- iii) 大学等における知的財産の創造と産学連携の推進

- iv) 出願構造改革・特許審査の迅速化
- v) コンテンツの振興
- vi) 日本ブランドの振興
- vii) 知的財産人材の確保・育成

これらの重点事項に加えて5つの視点として「イノベーションの促進」「知的財産文化を国内志向から国際志向に変える」「スピードのある改革を行う」「知的財産権とそれ以外の価値とのバランスに留意する」「総合的な取り組みを行う」ことが強調されている⁽²⁴⁾。

これらの内容は、基本的には第1期の内容を踏襲し、さらに上記の点を重点的に見直したものとなっているが、第1期に比べ、制度改革および制度環境整備よりその運用・活用への項目が多くなり、民間の知的財産の活用を推奨する点に比重がおかれるようになってきた。

「世界最先端の知的財産立国を実現するため、第1期で進展した多くの改革の実効を上げるとともに、創造、保護、活用、コンテンツ、人材の各分野ごとに、制度の整備状況と利用状況、その利用により生み出された経済的・社会的成果などをできるだけ定量的に国際比較し、日本の知的財産制度の強みと弱み、改善すべき点を見つけ出し、改革を進める。」とし『「知的財産立国」は、広く国民全体が意識を共有することにより初めて実現されるものである。このため、知的財産戦略本部は、広く国民からの意見を不断に求めるとともに、地域における取り組みを活性化させ忌憚のない意見を聞くため、全国各地において、知的財産戦略に関する説明会やシンポジウムを開催していく。』としている⁽²⁵⁾。

推進計画2006と独立して2006年12月に「国際標準総合戦略」⁽²⁶⁾が決定された。

推進計画2006の重点課題としては、創造分野6、保護分野7、模倣品・海賊版対策3、活用分野の戦略的活用3、国際標準運動3、中小企業・ベンチャー支援3、地域振興3、コンテンツ分野の「コンテンツ大國実現」8、「日本ブランド」4、人材育成分野4が取り上げられた。その中で新規事項は次のものである。

- ① 大学等の国際特許出願の支援。
- ② 国際的な産学官連携の推進。
- ③ 海外特許出願の促進。
- ④ 日米欧三極特許庁間における特許の相互承認の実

現にむけて「特許審査ハイウェイ」試行開始。

- ⑤ 最高知的財産責任者(CIPO)や知的財産担当役員の設置の奨励。
 - ⑥ 「知的財産駆け込み寺」等の相談窓口の整備。
 - ⑦ 地域振興を担う人材育成。
 - ⑧ 国際的な知的財産専門人材の育成。
- などである。

2006年中に達成すべき重点項目は次の点とした。

(知的財産の創造分野)

- ・2006年度中に大学知的財産本部・TLOの一体化や連携強化のための方策を公表する。
- ・大学等に対する特許庁らの減免措置に関し、2007年の通常国会に向けて作業を進め関連法案を提出する。
- ・2007年度の早い時期に特許情報システムと論文情報を統合した「特許・論文情報統合検索システム(仮称)」を整備する。
- ・2006年度中に大学と海外企業との共同研究等における問題等の留意点を調査を行い公表する。
- ・国が発注する請負契約および委託契約により実施するソフトウェア開発事業の成果を請負者及び受託者に帰属させることができるように2007年の通常国会に向けて作業し関連法案を提出する。

(知的財産の保護分野)

- ・審査官と同等のサーチ端末用いた産業財産権情報の検索・閲覧サービスを2006年度中に開始する。
- ・2006年度前半のできるだけ早い時期に先使用権に関するガイドラインを作成し周知徹底する。
- ・2006年度から日米欧における「特許審査ハイウェイ」の構築に向け日米間で開始するなど三極間のサーチ・審査結果の相互利用を促進する。
- ・2006年度の早い時期に「知的財産関連の国際公共政策に関する連絡会議」の設置などの整備を行う。
- ・2006年度中に模倣品・海賊版の個人輸入・個人所持の禁止についてさらに検討し必要に応じ新法の制定等法整備を行う。

(知的財産の活用分野)

- ・2006年度中に「特許・ノウハウライセンス契約に関する独禁法上の指針」を改定し公表する。
- ・2006年度中に特許権の権利行使がソフトウェアに

におけるイノベーションの促進を阻害する場合において権利濫用が適用される場合を明確にするため「市場における経済取引に係る準則」を作成し公表する。

- ・2006年度中に「国際標準総合戦略」を策定し実行する。
- ・2006年度中に標準人材を育成するため「標準人材育成塾（仮称）」を設置する。
- ・2006年度中に標準化に関するモデル教材を作成提供するなど教育機関の自主的な取り組みを促す。

専門調査会の議論

【知的創造サイクル専門調査会】

2007年2月26日「知的創造サイクルの推進方策」

【コンテンツ専門調査会】

2007年3月8日「世界最先端のコンテンツ大国の実現を目指して」

この推進計画2006（2006年6月から2007年4月）の実施で次の成果が得られた⁽²⁷⁾。その中でも「国際標準総合戦略」は推進計画2003以来の課題であり、知的財産権の国際的な活用にあたり国際標準化はその前提として国家的な課題であり、官民一体となって取り組むべき方向が示された。国際標準のうち特にデジタル国際標準について国際的な獲得競争が激化しており、これを日本優位で獲得することがわが国の国際競争力を向上させる上で不可欠になっている⁽²⁸⁾。

推進計画2006の成果（産業財産権関連抜粋）

2006年8月科学技術・学術審議会産学官連携推進委員会「大学等の国際的な産学官連携活動の強化について」を策定。

2007年4月現在、承認TLO43機関、スーパーTLO7機関の設置。

2007年4月現在、大学知的財産本部整備事業実施機関43で「知的財産ポリシー」「職務発明関係規定」「利益相反ポリシー」の整備。

2006年5月「大学等における営業秘密管理指針作成のためのガイドライン」の改訂。

2007年4月「産業活力再生特別措置法」の一部改正で大学等の特許料・審査請求料の軽減化。

2007年1月時点で「大学技術移転協議会」38TLO及び36の大学知的財産本部が参加。

2006年5月「大学等における政府資金を原資とする研究開

発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針」決定。

2007年3月「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」決定。

2007年3月「特許・論文情報統合検索システム」運用開始。

2007年4月「技術戦略マップ2007」策定。

2007年4月「裁判外紛争解決手続の利用促進に関する法律」施行。

2006年1月「特許審査迅速化・効率化のための行動計画」、2007年1月に「イノベーション促進のための特許審査改革加速プラン2007」策定。

2007年3月現在、先行技術の民間登録調査機関は5機関登録。

2006年7月経済産業大臣と産業界との懇談会「特許戦略懇談会」開催。

2006年8月審査着手前の出願取り下げによる審査請求料の全額返還を認める。

2007年4月改正意匠法施行：存続期間15年から20年に延長・操作画面のデザインの保護等。

2007年4月改正商標法施行：小売業者等の使用する商標の登録を認める。

2006年6月「先使用権制度の円滑な活用に向けて」公表。

2007年4月新薬品に関する試験データの保護期間の延長（6年から8年）。

2007年3月「農林水産省知的財産戦略」決定。

2006年7月日米・2007年4月日韓「特許審査ハイウェイ」運用開始。

2006年11月日米欧三極特許庁での出願様式統一に合意。

2006年12月「知的財産関連国際公共政策に関する連絡会議」設置。

2006年11月APEC模倣品・海賊版対策イニシアティブで「モデルガイドライン」承認。

2007年4月「日中韓3カ国関税局長・長官会議」開催。

2007年6月知的財産侵害物の廃棄・没収が可能とし認定手続を簡素化。

2006年4月税関差止のための専門委員制度の導入。

2006年5月「特許権信託における特許法第102条第1項第2項の適用に関する考え方」公表。

2007年4月「特許権等に対する包括的ライセンス契約による通常実施権の登録制度」の導入。

2006年12月「国際標準総合戦略」の策定。

2006年11月「国際標準化官民戦略会議」開催。

2006年5月日本知的財産仲裁センターで必須特許判定開始。

2007年3月「新分野における国際標準に関する関係政府省庁連絡会」開催。

2006年7月「知的財産駆け込み寺」設置。

2006年4月中小企業・ベンチャーの特許料等の軽減に関する【中小企業ものづくり基盤技術の高度化に関する法律】成立。

2007年4月現在で27都道府県が知的財産戦略を策定し10県が検討中。

2007年2月経済産業省「知的財産人材スキル標準」策定。

第8節 知的財産推進計画2007（2007年5月）

2006年の11月に小泉元首相から安倍前首相の政権に交代し、推進計画2007はこれまでの推進計画に加えて新たな方針が付け加えられた。2007年5月に推進計画2007を策定するに当たり、同時に検討されてきた「イノベーション25」⁽²⁹⁾「日本文化産業戦略」⁽³⁰⁾と連動する形で「成長と活力の源泉としての知的財産」と位置付けて「知的財産戦略の推進」を目指すものとされた。そして戦略本部は総合科学技術会議、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略会議、観光立国推進戦略会議、イノベーション25戦略会議、アジア・ゲートウェイ戦略会議などと連携することとしている⁽³¹⁾。また、推進計画2003以来、戦略本部事務局長であった荒井寿光氏が退任され元特許長官の小川洋氏が就任した。また、戦略本部員の構成も一部のメンバーを残して多くの民間有識者本部員が交代した⁽³²⁾。

民間有識者本部員

相澤 益男 総合科学技術会議議員／東京工業大学学長

岡村 正 (株)東芝取締役会長

梶山 千里 九州大学総長

角川 歴彦 (株)角川グループホールディングス代表取締役会長兼CEO(留任)

佐藤 辰彦 弁理士／創成国際特許事務所所長

里中満智子 漫画家

中山 信弘 東京大学大学院法学政治学研究科教授(留任)

長谷川閑史 武田薬品工業(株)代表取締役社長

三尾美枝子 弁理士

山本 貴史 (株)東京大学TLO代表取締役社長

推進計画2007の重点課題⁽³³⁾としては、創造分野6、保護分野9、模倣品・海賊版対策3、活用分野の戦略的活用3、国際標準化活動5、中小企業・ベンチャー

支援3、地域振興3、コンテンツ分野の「コンテンツ大国実現」9、「日本ブランド」5、人材育成分野3が取り上げられた。その中で新規事項は次のものである。

- ① イノベーション実現のために知的財産の戦略的取得・活用の促進。
- ② 分野別の知的財産戦略を策定する。
- ③ 特定分野における特許性の判断基準を明確化する。

などであり、基本的には創造・保護・活用・人材分野ではこれまでの制度改革・環境整備に基づいて実際の戦略を検討して進める方針である。特に、コンテンツ分野はこれまでの検討結果を仕上げるため次のもののほか多くの事項について2007年度中に結論を得るとしている。

- ① 違法複製されたコンテンツの個人による複製問題。
- ② 権利者不明の場合におけるコンテンツの流通を促進する方策。
- ③ ネット検索サービス等に係る課題の明確化・法整備。
- ④ コンテンツの保存・収集・利用を円滑に進められる方策。

この意味で推進計画2007の大きな柱は「コンテンツ」に関する多くの課題を一挙に年度中に結論を出し推進することになるといってよい。

以上の推進計画2007を踏まえて「知的財産による国際競争力強化専門調査会」と「コンテンツ・日本ブランド専門調査会」が設置された。

「知的財産による国際競争力強化専門調査会」

相澤 益男 総合科学技術会議議員／東京工業大学学長

岡内 完治 (株)共立理化学研究所代表取締役

加藤 幹之 富士通(株)経営執行役法務・知的財産権本部長

河内 哲 住友化学(株)取締役副社長

佐藤 辰彦 弁理士／創成国際特許事務所所長／元日本弁理士会会長

関田 貴司 JFEスチール(株)常務執行役員

妹尾賢一郎 特定非営利活動法人産学連携推進機構理事長

田中 信義 キヤノン(株)専務取締役

辻村 英雄 サントリー(株)取締役／R&D推進部長／健康科学センター・知的財産部担当

長岡 貞夫 一橋大学イノベーション研究センター センター長・教授
 中村 恭世 松下電器産業(株)松下ホームアプライアンス社技術本部知的財産権センター所長
 中山 信弘 東京大学大学院法学政治学研究科教授
 前田 裕子 東京医科歯科大学知的財産本部技術移転センター長・特任准教授
 三尾恵美子 弁護士
 渡部 俊也 東京大学国際・産学共同研究センター センター長・教授／東京大学先端科学研究センター教授

「コンテンツ・日本ブランド専門調査会」

太田 伸之 (株)イッセイ ミヤケ代表取締役社長
 生越 由美 東京理科大学専門職大学院知的財産戦略専攻教授
 角川 歴彦 (株)角川グループホールディングス代表取締役会長兼 CEO
 木村 敬治 ソニー(株)執行役, EVP, 技術戦略, 知的財産, エレクトロニクス事業担当
 久保 雅一 (株)小学館キャラクター事業センター センター長
 久保利英明 日比谷パーク法律事務所代表, 大宮法科大学院教授
 里中満智子 漫画家
 重延 浩 (株)テレビマンユニオン代表取締役会長兼 CEO
 高橋 伸子 生活経済ジャーナリスト
 中村伊知哉 慶応義塾大学教授
 中山 信弘 東京大学大学院法学政治学研究科教授
 南場 智子 (株)ディー・エヌ・エー代表取締役社長
 服部 幸應 学校法人服部学院服部栄養専門学校理事長・校長
 浜野 保樹 東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
 原田 豊彦 日本放送協会専務理事
 廣瀬 禎彦 コロンビアミュージックエンターテイメント(株)代表執行役社長兼 CEO
 三尾美恵子 弁護士
 三田 亮平 東京藝術大学学長
 村上 光一 (株)フジテレビジョン相談役
 和田 洋一 (株)スクウェア・エニックス代表取締役社長兼 CEO

推進計画 2007 の重点課題を注意深く考察すると

2007 年における状況が透けて見える。これまでの策定された政策の継続強化が大部分であり、いかに改革された制度及び環境を活用して実効をあげるかが最大の課題であるといえる。

創造分野においては、大学等を発明等の創造セクターとしての育成強化の元となる大学知的財産本部支援事業が 2007 年で 3 年の期間を終了することを受けて、未だ十分に成果を発揮しているとはいえない大学知的財産本部支援事業を 2008 年に繋ぐことが必要であり、あえて「2008 年度以降も引き続き…大学の主体的かつ多様な取り組みを促進する」と謳っている。また、総合科学技術会議が策定した第 3 期科学技術基本計画⁽³⁴⁾に連動して「分野別の知的財産戦略の策定」が本年度のもっとも比重の高い課題である。このため、知的財産による国際競争力強化専門調査会ではこれを受けて、重点戦略技術分野として策定された「ライフサイエンス」「情報通信」「環境技術」「ナノ・材料」の 4 分野について分野別の知的財産戦略を検討することとなった。

保護分野では「特許審査の迅速化」が緊急の課題である一方、審査促進のために審査の質が低下するおそれがあり、この懸念に対して「特許審査・審判の質を維持向上する」ことが謳われ、さらに特許された権利の安定化のために「情報提供制度の活用」「産業財産権情報の利用環境の整備」などが取り上げられ、各論では「特許庁の人的体制の充実」「先行技術調査の民間外注の拡大と効率化」などが取り上げられている。

もう一方の課題は重点課題にされていないが、これまでも「知的財産の国際的な保護及び協力の推進」が中長期的に重要課題であり、「世界特許システムの構築に向けた取り組みの強化」に関連して「特許の相互承認」「実体特許法条約の早期締結」「特許法条約への早期加入」「アジア地域における制度整備支援の強化」などが取り上げられ、APEC などでの活動、自由貿易協定 (FTA) や経済連携協定 (EPA) などを活用することが重視されている⁽³⁵⁾。

国際的な連携は「模造品・海賊版拡散防止条約の早期実現」を含め、欧米のみならずアジア諸国との連携を強化することが求められている。同時に「国際標準」の問題もアジア諸国との連携なしには進まない状況にある。

活用分野では、制度改革の上立って企業が知的財産を戦略的に活用することを促すと同時に、これを支

援するために知的財産を活用した事業活動の環境整備を進めることとしている。

「国際標準」については「国際標準総合戦略」を進める一方で国際標準活動を国全体として強化することとし、国際標準人材の育成を進めることとしている。

知的財産人材育成分野では2007年度中に新規に職業能力開発促進法に基づく技能検定に知的財産専門職を追加する。

第9節 まとめ

2002年の小泉元首相の「知的財産立国」宣言に始まる日本の知的財産戦略の活動は政府・省庁の行政のみならず、政界・財界・民間団体⁽³⁶⁾などの多くのセクターを巻き込んで日本全体のプロパテント運動となったといえる。

知的財産戦略大綱は、1998年の「21世紀の知的財産を考える会」報告書で提言された「知的創造サイクル」の知的財産の創造・保護・活用の分野での制度改革・環境整備・運用改善を基本として構築された。これを受けて知的財産基本法が成立して政府に知的財産戦略本部が設置され、知的財産戦略大綱の内容を実現するために「知的財産推進計画2003」を策定し、推進計画の担当省庁と期限を明示して改革が進められた。その後、多くの制度改革・環境整備・運用改善が急激に進むと共に、これに続く推進計画2004、2005、2006、2007につながったことは前に触れた。

この一連の推進計画の戦略は、「知的創造サイクル」を構成する創造分野・保護分野・活用分野および知的財産人材育成分野で知的創造サイクルを回すのに不十分な制度を改正し、制度環境を整え、運用改善を図ることが戦略の基本となっている。これを実現するために政府主導で産学官の活動を活性化し、政界を巻き込んで改革を進める産学官の構造を作り出した。そして、知的創造サイクルのエンジンである創造分野の有力な源は大学等の研究機関にあるとして、その開発成果を民間に移転する流れを促進し、民間がその成果を活用することで日本の産業競争力を向上させることを目指したモデルといえる。

このモデルのため、創造分野での主たる取り組みは大学等の創造活動とその成果の民間移転に関する制度環境整備であるが、これらは1990年代の後半から進められてきており、さらに推進計画2003以降で拡充された。推進計画2003の段階では「職務発明の対価」

の問題が青色発光ダイオード事件などの影響で大きく問題視され、特許法35条の改廃が議論され、2005年には特許法が改正された。そして、企業側の知的財産の創造促進については、事業戦略・開発戦略・知的財産戦略の三位一体の経営戦略による創造活動の推進、企業による産学官連携活動の促進、技術戦略マップを活用した戦略的研究開発の推進を明示し企業の意識改革を促した。

また、このモデルの実現には、知的財産が十分に尊重される環境を整える必要があり、優先的に保護分野の制度改革が2003年の推進計画以降に急激に進められた。特許の権利早期取得のための特許出願審査の迅速化、広い保護のための特許権の保護対象の拡大、強い保護を目指して権利侵害の「やり得」を排除するため、知的財産高裁の創設、知的財産権侵害訴訟の処理機能強化、特許権侵害訴訟と無効審判との一時的解決、水際取締りの強化等が重点的に取り組まれ、2003年から2004年にかけて多くの制度改革が行われた。また優先的課題として推進計画2003から模倣品・海賊版対策が取り組まれ制度整備が行なわれ、同時に中国等へ官民一体となった働きかけも行っている⁽³⁷⁾。推進計画2005以降では特許等の国際的保護強化の問題が取り上げられ、世界統一特許システムの構築に向けて日米欧の三極における特許審査協力の枠組みを打ち出した⁽³⁸⁾。

活用分野では、基本的に産学の活動によるものであり、その活動促進のための環境整備として多くの制度改革・運用改善を目差してきた。知的財産のライセンス契約のための破産法改正や包括的なライセンスを安定化させるための登録制度の見直し、知的財産の活用を拡大するための手段としての「信託」の活用等が取り上げられた。「信託業法」の改正により、特許権等の知的財産を信託により管理して第三者からの事業資金を集めることができるようにした。推進計画2004以降、中小企業・ベンチャーの知的財産活用が重視され、その支援が図られ、また、地域の産業振興のために、2004年に商標法改正で認められるようになった「地域ブランド」の保護や地域知的財産戦略本部・地方自治体の知的財産活用の促進に力が入れられ、地域における知財に対する意識改革を促進した。わが国の国際競争力を向上させるために国際標準は特に重点的課題として2006年に独立した「国際標準総合戦略」としてまとめられた。

知的財産人材育成分野は知的創造サイクルを大きく回すためにはその人材が重要であるとの認識の下、知的財産専門人材の量的・質的倍増を目指し、知的財産専門教育の強化、知的財産の国民への普及を目指した。この知的財産人材育成は2006年に「知的財産人材育成総合戦略」としてまとめられた。

推進計画2006・2007の第2期に至り、すでに知的財産制度のインフラに関して多くの制度改革や環境整備がなされて、これらの整備されたインフラの中で知的財産をいかに活用し、次の新たな創造にいかに結び付けるかが課題となっている。このため、今年2007年では「知的財産による国際競争力強化」が大きな検討課題として、先に述べたように専門調査会がスタートしている。この視点では、具体的な技術分野別の戦略的な検討に加えて国際的な知的財産制度、特に国際的な特許制度の改革へ戦略的な取り組みが大きな緊急課題となっているといつてよい。急激な産業構造のグローバル化はわが国内のみでの知的財産戦略では意味のない段階に入っており、より国際的な視点での戦略を遂行することが必要となっている。

このように、わが国の制度改革並びに制度環境の整備が進んできた一方、特許侵害訴訟では権利者敗訴が約8割、その中で権利無効によるものが約2割といわれ⁽³⁹⁾、実際はプロパテントではなくアンチパテントではないかという声が上がっている。この意味では、これまでの知的財産改革がその目的を達成するように再度見直しが必要な段階に入っている。次の機会にはこれらの改革でなにが動いたかを考察したい。

注

- (1) <http://www.kantei.go.jp/jp/koizumispeech/2002/02/04sisei.html>
- (2) <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/>
- (3) <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/>
- (4) 日本のプロパテント運動の広がりを示すために各関係部門の参画者をリストアップしている。役職・職業は当時のものを示す。以下同じ。
- (5) 2001年財政諮問会議の「改革先行プログラム」でも工程表として政策課題の処理期限をはじめて明示した。すべての項目に担当省庁と期限まで明示したのは知的財産戦略大綱が最初であると思われる。
- (6) <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki/kettei/020703gaiyou.html>

- (7) <http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2002/035.html>
- (8) <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/hourei/kihon.html>
- (9) その他の民間団体からも多くの提言がなされた。2003年4月25日知的財産国家戦略フォーラム「知財戦略推進計画への提案事項」同年4月17日日本知的財産協会「知的財産推進計画への意見」など。
- (10) 2001年8月に青色発光ダイオードの職務発明に関する事件で20億円の支払い請求がなされた。
- (11) 地域における知的財産推進計画の具体化は推進計画2005によってなされる。
- (12) 後の2006年には独立した国際標準総合戦略としてまとめられる。
- (13) 知的財産戦略本部「知的財産戦略の1年の歩み」(2004)から。
- (14) 経団連は「第9番目の独立した知的財産高等裁判所を創設することを目指すべき」ことを提言した。(2003年12月16日)知的財産国家戦略フォーラム「知的財産高等裁判所を独立設置しよう」(2004年1月10日)。
- (15) この議論の経過は権利保護基盤の強化に関する専門調査会の議事録参照。
- (16) 産業界からは職務発明の規定廃止の議論まで出されたが(経団連2004年3月16日「知的財産推進計画」改訂に向けて)発明者の労働者としての地位を考慮し裁判所が後見的な役割を残すことで決着した。
- (17) その議論の経過は産業構造審議会知的財産政策部会特許小委員会平成15年6月報告書・「医療関連行為の特許保護のあり方について(とりまとめ)」知的財産本部医療関連行為の特許保護の在り方に関する専門調査会2004年11月22日・平成15年8月7日審査基準改訂参照。
- (18) 2004年5月27日知的財産戦略本部「知的財産戦略の一年の歩み」。
- (19) <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/>
- (20) 小泉元首相は、2005年7月にイギリスで開かれた主要国首脳会議(グレンイーグルズ・サミット)において新条約の締結を提唱。2006年9月「模倣品・海賊版拡散防止条約(仮称)」構想の実現に向けた基本方針「模倣品・海賊版対策関係省庁連絡会議決定」。
- (21) www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2005/050.htmlこれは直接には謳っていないが大企業が中小企業等の知的財産権を尊重するとの声明を含むものであり、こ

- れまで大企業が中小企業の知的財産権を軽視してきたことに対する反省の表明でもある。
- (22) 2006年6月知的財産戦略本部「知的財産戦略の進捗状況」。
- (23) 2006年2月に第2期の推進計画2006の策定に当たり自民党合同会議（政務調査会経済産業部会知的財産小委員会・司法制度調査会知的財産権の保護・特許裁判のあり方に関する小委員会・知的財産制度議員連盟・コンテンツ産業議員連盟）は「知的財産基本法の施行状況と今後の知的財産戦略について」の提言を行ったが特段の新規の政策提言はなされていない。その後4月に合同会議は知的財産戦略調査会（2006年4月25日設置）に一本化された。
- (24) この路線は経団連の2006年3月22日の「知的財産推進計画2006」策定に向けての提言と一致している。ここではさらに国際標準分野における人材の確保、刑事罰の強化、海外における先使用権制度の整備促進、審査手続きの柔軟化、審査レベルの均一化等を新規事項として追加することを提言した。
- (25) これ以降戦略本部の計画策定についてはパブリックコメントを求めるようになり、多くの関係団体や個人から意見が出されるようになった。その意味では産業界のみならず多くの国民の意見を反映するような形になったが、その意見がどのように反映されているかは必ずしも明らかでない。2006年のパブコメは28団体247個人からの提言があった。
- (26) <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/>
- (27) 2007年5月31日知的財産戦略本部「知的財産戦略の進捗状況」。
- (28) 経団連は2004年1月20日に「戦略的な国際標準化の推進に関する提言」をしている。
- (29) 2007年6月1日閣議決定。
- (30) 2007年5月16日閣議決定。
- (31) しかしながら、推進計画2007の大部分は前年度から知的創造サイクル専門調査会・コンテンツ専門調査会で検討され、2007年2月に出された報告と同年3月に
- 出されたコンテンツ専門調査会からの報告を基礎として推進計画2007は策定され「イノベーション25」等との関係が明確に打ち出されたものとはなっていない。
- (32) 推進計画2003以来、多くの知的財産の制度改革・その環境整備などが実現されたが、その改革の運動の旗頭として初代荒井寿光事務局長の活躍に負うところが多い。
- (33) <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/>
- (34) 2006年3月28日閣議決定「第3期科学技術基本計画」。 www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/kihon/main5_a4.htm
- (35) 韓国・米国の間でFTAが2007年に妥結した。日本はシンガポール2002年11月発効、マレーシア2006年7月発効、フィリピン2006年9月署名、タイ2006年4月署名、ブルネイ2007年6月署名、インドネシア2006年11月大筋合意などEPAを中心として取り組みを進めている。経団連は2007年10月に提言「対外経済戦略の構築と推進を求める」を公表し「東アジア諸国とのEPA交渉」の成果の上に「東アジア共同体」ないし「東アジア経済共同体」の具体像を検討すべき段階にあるとしている。そこでは東アジアのわが国企業の知的財産保護の強化が目差されている。
- (36) 2002年10月知的財産を生み出す研究者やそれを利用する企業の経営者が中心になって、ニーズ指向の知的財産学を振興するために日本知的財産学会発足。同年4月模倣品・海賊版対策を官民で行なう国際知的財産保護フォーラムの発足。
- (37) 2002年4月16日に国際知的財産保護フォーラムが設立され、模倣品・海賊版等の海外における知的財産権侵害に対する問題の解決に意欲のある企業が集まって政府と一体になって活動をしている。
- (38) 特許審査ハイウェイは2006年7月に日米間で、2007年4月に日韓間で、2007年7月には日英間で試行が開始された。
- (39) 「審判の現状と課題」特許庁審判部2007年5月。

(原稿受領 2007.11.9)